

大自健発第 255 号
平成 26 年 3 月 14 日

事業主様

大阪自転車健康保険組合理事長
(公印省略)

健康保険法の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 26 年 4 月 1 日より下記のとおり改正されますのでお知らせいたします。

記

1. 産前産後休業期間中の保険料免除

平成 26 年 4 月から、現在の育児休業期間中の保険料免除に加え、産前産後休業期間である産前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から産後 56 日までの間で、妊娠又は出産を理由として労務に従事しなかった期間につきましても、保険料免除（事業主・被保険者負担共）を受けることができるようになります。

- ① 対象者 **平成 26 年 4 月 30 日以降**に産前産後休業が終了となる方（平成 26 年 3 月 5 日以降に出産された方）の平成 26 年 4 月分以降の保険料が免除対象。
 - ※ 保険料が免除される期間は、産前産後休業開始月から、終了日の翌日が含まれる月の前月までです。
 - ※ 免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。
- ② 届出 事業主が「**産前産後休業取得者申出書**」を産前産後休業期間中に健康保険組合に提出して下さい。その後、出産予定日と出産日が異なった場合は、「**産前産後休業取得者変更（終了）届**」が必要になります。

また、産前産後休業に引き続き育児休業を取得される方は、産前産後休業終了後に「**育児休業等取得者申出書**」を提出して下さい。

 - ※ 届出用紙は年金機構のホームページよりダウンロードされるか、当組合までお申し出下さい。

③ 産前産後休業終了後に復職した際の標準報酬の改定

平成 26 年 4 月 1 日以降に産前産後休業が終了となる方が対象。

産前産後休業終了後の 3 ヶ月間の報酬額をもとに、1 等級でも標準報酬月額が下がった場合は、「産前産後休業終了時報酬月額変更届」の届出が必要になります。（育児休業終了後と同じ取り扱いになります。）

※ 産前産後休業を終了した翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は、提出できません。

2. 70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しについて

70 歳から 74 歳までの被保険者及び被扶養者の一部負担金の割合は、3 割負担の現役並み所得者を除き、平成 20 年度以降 1 割負担とする軽減特例措置が講じられてきましたが、今般の見直しにより法律本則の規定どおり 2 割負担となります。

① 対象者 **平成 26 年 4 月 1 日以降**に 70 歳に達する方（誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方で、現役並み所得者除く）について、70 歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、2 割負担となります。

※ 誕生日の前日が当該年齢に達する日になります。

② 経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した方（誕生日が昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの方で、現役並み所得者除く）については、引き続き軽減特例措置により 1 割負担となります。

※ 現役並み所得者とは 70 歳以上の被保険者で標準報酬月額が 28 万円以上である、その被保険者及び被扶養者が該当します。ただし、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「2 割負担」と認められる場合があります。